

いじめ防止基本方針

平成 29 年(2017 年)4 月

令和 4 年(2022 年)3 月

＜箕面市いじめ防止基本方針におけるいじめの基本的な考え方＞

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、あらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめへの取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組みを進める。とりわけ、「いじめを許さない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが必要である。

箕面市立第一中学校

- I 箕面一中 いじめ防止基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
 - 【改定のポイント】
 - 1 <いじめの定義>についての考え方
 - 2 いじめの解消
 - (1) いじめに係る行為が少なくとも3カ月止んでいること
 - (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- II いじめ問題についての基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
 - <校内いじめ対策委員会>
 - 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
 - 2 いじめの特徴
 - いじめの四層構造
 - いじめられている子どもの気持ち
 - いじめている子どもの気持ち
 - いじめの原因

- III いじめの未然防止のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
 - 1 いじめを許さない学校・学級づくり
 - 2 いじめの未然防止に向けての手だて
 - 学級経営を充実させる
 - 授業中における生徒指導の充実
 - 道徳
 - 学級活動
 - 学校行事
 - 生徒会活動

- IV いじめの早期発見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
 - 1 いじめを発見する手だて
 - 教師と子どもとの交流をとおした発見
 - 複数の教員の目による発見
 - アンケート調査
 - 教育相談をとおした把握
 - 生徒会が主体となった取組
 - 2 学級内の人間関係を客観的にとらえる
 - 3 いじめを訴えることの意義と手段の周知
 - 4 保護者や地域からの情報提供

- V いじめの発見から解決まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
 - 1 発見から指導、組織的対応の展開
 - 2 保護者との連携
 - (1) いじめられている子どもの保護者との連携
 - (2) いじめている子どもの保護者との連携

- (3) 保護者との日常的な連携
- 3 関係機関との連携

- VI ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
 - 1 ネット上のいじめへの対応に関する基本理念
 - 2 ネット上のいじめについて
 - 3 未然防止
 - ① 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント
 - ② 保護者会等で伝えたいこと
 - 4 発見時の対応
 - ① ネット上の書き込みや画像等への対応
 - ② 被害生徒への対応
 - ③ 被害生徒への対応

- VII 教職員の研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23

- VIII 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P24
 - 1 いじめの重大事態と疑う事案
 - 2 重大事態の報告
 - 3 調査の主体の主体や方法については、教育委員会の指導に従う。
 - 4 調査を行う組織
 - 5 事実関係を明確にするための調査の実施において
 - 6 被害生徒・保護者等に対する調査方針の説明
 - 7 被害生徒が死亡した時の対応
 - 8 調査結果の報告及び提供

I 箕面一中 いじめ防止基本方針

国において、平成25年に「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が施行され、法第12条に「当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。」とあることから、平成26年3月に箕面市いじめ防止基本方針が制定された。

一中においては、平成29年4月に学校におけるいじめ防止基本方針を定めたが、本市のいじめ防止基本方針が、令和3年11月に改定されたのを受け、この度、本校のいじめ防止基本方針についても、改定するものです。

【改定のポイント】

- ① 箕面市いじめ防止基本方針における「いじめの定義」の解釈の変更に伴い、本校における「いじめ防止基本方針」の「いじめの定義」の変更
- ② いじめ事案発生後のみならず、法第22条の規定を踏まえ、学校におけるいじめの防止等の対策のための常設組織として「校内いじめ対策委員会」を位置づけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について常に確認することを明記
- ③ いじめ重大事態について
いじめ重大事態が起きた時の対応について、追記

1 <いじめの定義>についての考え方

「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」となっている。

また、障害特性を有する児童生徒や自身の思いを表現することが苦手な生徒は、法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい生徒もいることから、いじめ行為の対象となる生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する生徒を含め、すべての生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

なお、好意から行った行為が、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、法第22条を踏まえて設置される「校内いじめ対策委員会」で情報共有するものとする。

また、けんかやふざけあいであっても、見えない所でいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の心身の苦痛の有無に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの解消

いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできない。

いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が少なくとも3カ月止んでいること
 - ・いじめの被害の重大性等からさらに長期間の確認が必要である場合「校内いじめ対策委員会」の判断により、この期間を延長する。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・面談や保護者連絡等を通じて、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを確認する。
 - ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかと

うかを面談等により確認する。

- 教職員は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 「校内いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

また、進級する際には、いじめ事案内容については、確実に引き継ぐ。

Ⅱ いじめ問題についての基本認識

いじめへの取組みにあたって、日々未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合には、迅速に事案の解明に的確に取り組み、誠実な対応に努め、早期対応、早期解決のため、いじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に講じなければならない。

さらに、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

そのために、法第22条の規定を踏まえて、学校の複数の教職員を中心に構成されるいじめの防止等のための組織である「校内いじめ対策委員会」を常設する。

いじめを発見、または通報を受けた場合は、直ちに「校内いじめ対策委員会」を開催し、教職員が役割分担し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒、加害児童生徒に対して複数の教職員で事情を確認する。

具体的に、「いつ頃から」、「誰から行われ」、「どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情」、「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校、教職員がどのように対応したか」などの客観的な事実関係を速やかに調査するために、聞き取る内容や、聞き取る順番を校内いじめ対策委員会の方針を立てたうえで、適切に指導する等、組織的な対応を行う。

<校内いじめ対策委員会>

構成：校長、教頭、首席、生徒指導主事、養護教諭、支援コーディネーター、学年主任、SC、SSW

目的；いじめ事案発生時のみならず、常設組織として位置づけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について常に確認する。

会議日：第4月曜日4限（未確定）

なお、いじめ事案を認知した際は、「いじめ事案情報共有シート」に現時点で把握している事案概要、「校内いじめ対策委員会」で協議し、立てた方針について記載し、速やかに教育委員会に提出する。

生徒が連続して欠席した場合、教職員は3日を目安に校長等へ報告を行い、7日以上連続して欠席した場合は、教育委員会へ報告を行う。

また、教職員は平素から、いじめを発見、または通報を受けた場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校として組織的な対応を行う。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

○いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧をいじめ問題に対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

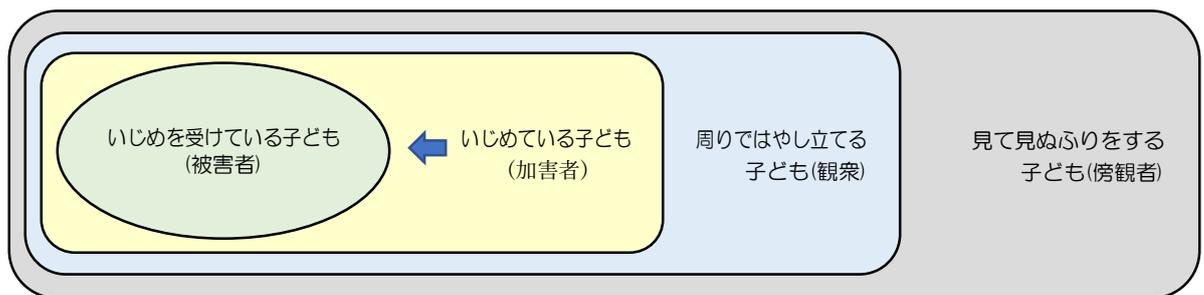
○「いじめ防止基本方針」の周知

入学時、年度始め等には、いじめに対する学校の「いじめ防止基本方針」や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

2 いじめの特徴

○いじめの四層構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできません。いじめは「四層構造」になっている。



○いじめられている子どもの気持ち

- 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口（チクリ）したとして）さらにはじめられるのではないかなど不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがある。

○いじめている子どもの気持ち

- いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

○いじめの原因

- 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- 相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

Ⅲ いじめの未然防止のために

1 いじめを許さない学校・学級づくり



未然防止の取組の重要性—いじめを許さない子どもを育てる—

- 学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことないように、未然防止を図ることが重要である。
- 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方に転換する。すべての生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが重要である。
- いじめが起きにくくするために力を尽くすという考え方で、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策も考える。

2 いじめの未然防止に向けての手だて

○ 学級経営を充実させる

- 学級にいる子どもたち一人ひとりには違った個性・生活背景をもっており、子どもたちはさまざまな場面で関わり合い、時にぶつかり合いながら成長していく。学級が自分のことをありのままに受け止めてもらえる、安全で安心な場所になるように、集団づくりのとりくみが進められていく必要がある。集団づくりは、①一人ひとりのもっている多様な個性が輝き合う、②子どもたちが互いの存在を尊重しながら信頼関係を結ぶ、③結ばれた信頼関係の中で、さらにたがいの成長を子ども自身が実感することが目的となる。集団づくりを通して、①集団の中で他者と関わることを通じて得られる自己肯定感の育成、②他者を尊重する気持ちや他者への共感性をもち、対等な関係を結ぶ力の育成、③「仲間とともに生きていくことが楽しい」という思いや見通し、自立して社会参加をしながら自己実現をする力が育成される。
- 子どもたち自身が周りの一人ひとりの意見をきちんと受け止め、自分の経験を振り返って共感したり、たがいの考えを認め合ったりできる土壌が必要となる。
- 人権感覚を持ち、相手が言われて傷つく言葉や行動（「キモイ」「ウザイ」など）に、気づき、おかしいと言える行動がとれる集団をめざす。教職員も人権感覚をもち、子どもたちの言動にアンテナを張り、その場で何が課題なのかを考えられるように指導する。
- 学校生活のルールが守られるよう、どのようなことが課題になっているのかを明らかにする。特に年度初めではお互いに大切にしたいことの思いを共有して学級や学校生活を安心して過ごせるようにしていく。問題

- が起こった時には、問題に関しては毅然とした態度で指導をする。一方で、なぜそのようなことが起こったのかという背景を知ることは丁寧に粘り強く取り組む必要がある。
- 生徒の実態を生徒相談アンケート、欠席・遅刻・早退の日数等を活用して把握する。ステップアップ調査（i-check）の結果分析を活用し、個人や集団の状況を客観的に把握し、見通しをもって進めていけるようにする。また、生徒相談や家庭訪問などを通じて、子どもや家庭とつながり、背景や思いを知る。
- 授業中における生徒指導の充実
- 現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図る。
 - 生徒が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視し授業を展開する。
 - 生徒たちに、「自分の頭で考えて、自分の言葉にする」機会を意図的に作り、学習に向かう力の向上にも努める。
- 道徳
- いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
 - 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
 - 自分自身の心の在り方やマイナスの感情のコントロールの仕方などについて学ぶ。
- 学級活動
- いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
 - 発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
 - 構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。
- 学校行事
- 以下の内容を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、協力してよりよい学校生活を築こうとする態度を育てる。
- （*印：指導のポイント）
- 【儀式的行事（入学式・卒業式・始業式・終業式など）】
- 学校生活に有意義な変化や折り目をつけることで、新しい生活の展開への動機づけとなるような活動を行う。
 - * よりよい学校生活を築こうとする自主的態度や自他を尊重する態度を促すような講話を行う。（入学式・始業式など）
 - * 自己を振り返ったり今後の成長を見通したりする機会を持つ。
- 【体育的行事・文化的行事（体育祭・文化祭など）】
- 運動することのよさや自他の健康や安全について考え、他者と協力して取り組むような活動を行う。

- 平素の学習活動の成果を発表し、文化や芸術などに親しみながら、個性を認め、互いに高め合う活動を行う。
 - * 生徒の自主性を育てる取り組みを行う。
 - * 個々の個性を把握しながら、集団になじみにくい生徒や弱い立場の生徒の居場所づくりに注意を払う。
 - * 特に、役割分担や競技種目決定時には注意を払い、公平性に欠けたり、配慮に欠けたりすることがないようにする。
 - * 準備期間中には教職員の目が届かない場合が多いことから、担任だけではなく全職員で状況の把握に努める。
 - * 道徳の時間との連携を図り、集団生活の充実に努める。

【宿泊的行事（修学旅行など）】

- 平素とは異なる環境や集団生活において、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについて望ましい体験を行う。
 - * 活動目的や意義を理解させるとともに、部屋決めやグループ決め時には、孤立感や疎外感を感じやすいことから、細心の注意を払う

○生徒会活動

- 子どもが、自分たちの問題として主体的にいじめの予防と解決に取り組めるようにする。
 - 自分や他者の友人との関わり方について振り返られるよう生徒会活動を進める。
- (実践例)
- 生徒会によるいじめ防止の劇の作成と発表

IV いじめの早期発見について

1 いじめを発見する手だて

○教師と子どもとの交流をとおした発見

- ・生徒相談週間だけでなく、休み時間や昼休み、放課後の何気ない会話の機会に、気になる様子がないか気を付ける。
- ・学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃注意深く子どもの様子を把握する。

○複数の教員による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ・教室から職員室へ戻る経路を変える、子どものトイレを利用したりするなど、意外な場面で子どもの様子を観察する。
- ・養護教諭や学校図書館司書等の観察をもとに、保健室や図書室での様子も把握する。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を行う。

○アンケート調査

- ・生活相談週間での生活アンケート、ステップアップ調査のi-checkやいじめアンケート等の調査に取り組む。
- ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、分析にはスクールカウンセラーや外部の専門的な立場からの助言を得るようにする。

○教育相談をとおした把握

- ・学校全体として1学期ごとに1週間程度の生活相談週間を設け、担任が子ども一人ひとりの話を聞けるようにする。
- ・子どもが希望をする時には面談ができる体制を整える。
- ・相談の内容についてスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○生徒会が主体となった取組

- ・生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

2 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- 学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもみられる。担任の思い込みを避けるために、教師間の情報交換や各種調査による点検も重要視する。

3 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を生徒・家庭・地域に周知する。

学校だよりやポスター等を通して

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。

・生徒指導担当や養護教諭等相談を専門的に学んだ職員がいることを周知する。

- 学校にいじめの訴えや相談ができない場合に備え、関係機関（児童生徒指導室の相談員や青少年指導センター、箕面警察や池田少年サポートセンター等の機関）への連絡先を生徒・家庭・地域に周知する。
 - ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。
 - ・相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知する。
- 匿名による訴えへの対応
 - ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝える。

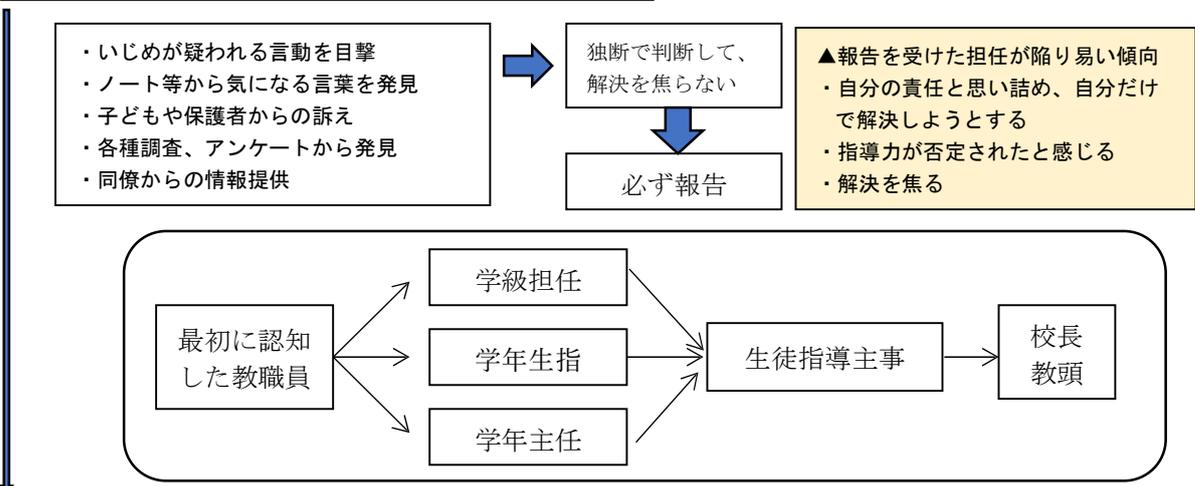
4 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

V いじめの発見から解決まで

1 発見から指導、組織的対応の展開

1. いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



2. 「校内いじめ対策委員会」の開催

校長、教頭、首席、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動顧問等
* 事案に応じて、柔軟に編成する。

3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
 - ・「いつ、どこで、誰が、何を、どのように等」情報を明確にしておく。
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
 - ・聞き取りや指導の際に留意すべきことを確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者からの聞き取りと支援担当・加害者からの聞き取りと指導担当
 - ・周囲の生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

- (1) 事実の究明
いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聞き取りは、多くの場合、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとら

えている者)→加害者の順に行うが、いじめの状況によっては、様々なパターンが想定されるので、慎重に検討し行う。

なお、聞き取り日時と聞き取り者、記録者名が記載された記録を、必ず作成し、記録内容を関係者で確認すること。

<聞き取りの際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの聞き取りは、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聞き取りをすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聞き取りを終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<聞き取りの段階ではならないこと>

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5. いじめの被害者・加害者・周囲の生徒への指導

(1) 被害者(いじめられた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもとの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつで

も相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を覚えておく。

- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。

- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。

- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。

- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「告げ口（チクリ）」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。

○いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

○学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

【記録や資料の保存】

○いじめ対応の際に作成したすべての資料を記録として残すこと。資料については、公簿として10年間保存とする。

(4) いじめの解消について

いじめが解消したと考えるには2つの要件を満たされている必要がある。

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間とは3ヶ月を目安とする。

②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

*保護者の不信をかう対応

▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。

→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。

▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。

▲電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- 聞き取り後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求め

る。

- 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
*保護者の不信をかう対応
▲保護者を非難する。
▲これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- 年度当初から、通信や懇談会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

3 関係機関との連携

- 教育委員会、警察、子ども家庭センター、医療機関等の連携が不可欠である。
- 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
• いじめの発見状況を報告する • 対応方針について相談したい	教育委員会 児童生徒指導室
• 指導方針や解決方法について相談したい • 子どもや保護者への対応方法を相談したい。	教育委員会 児童生徒指導室 青少年指導センター
• いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している	箕面警察
• いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている	医療機関
• いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である	池田子ども家庭センター 児童生徒指導室（教育相談）

VI ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめへの対応に関する基本理念

○インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

○子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

○「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の記録（データのバックアップや画面の撮影など）を残したのち、これ以上拡散させないために削除を行う。これらの対応は、迅速に対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

2 ネット上のいじめについて

○パソコンや携帯情報端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をSNS内のグループチャットや各種掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

<特殊性による危険>

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

3 未然防止

○教科の時間や総合の時間を利用して情報モラルの指導を行う。

○管理者である保護者にも保護者会等を利用して、ネットの危険性を理解してもらう。

○家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

(1) 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

●掲示板等を含めインターネットを利用するには利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることが、インターネットのリスクを回避することにつながる。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、トラブルを招き、被害者の自殺や、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 掲示板等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えること。

(2) 保護者会等で伝えたいこと

〈管理者としての観点から〉

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

〈未然防止の観点から〉

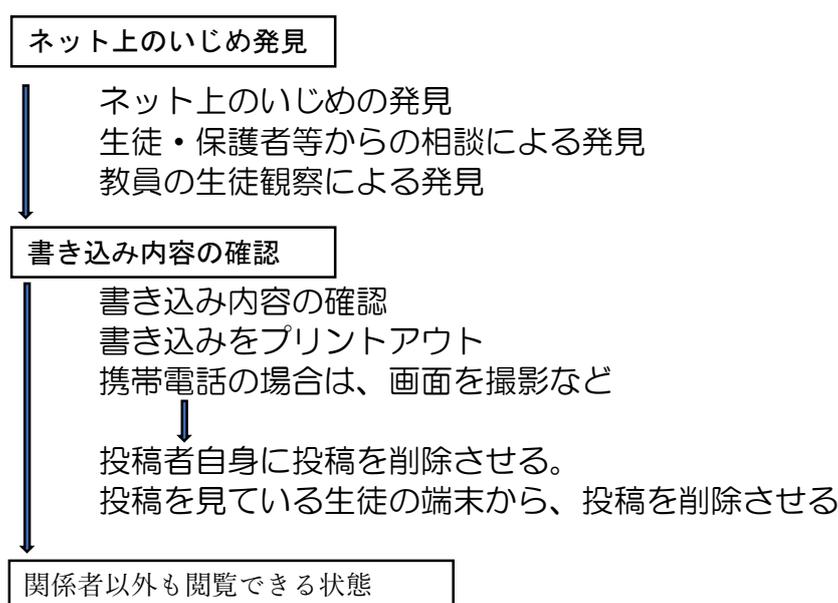
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

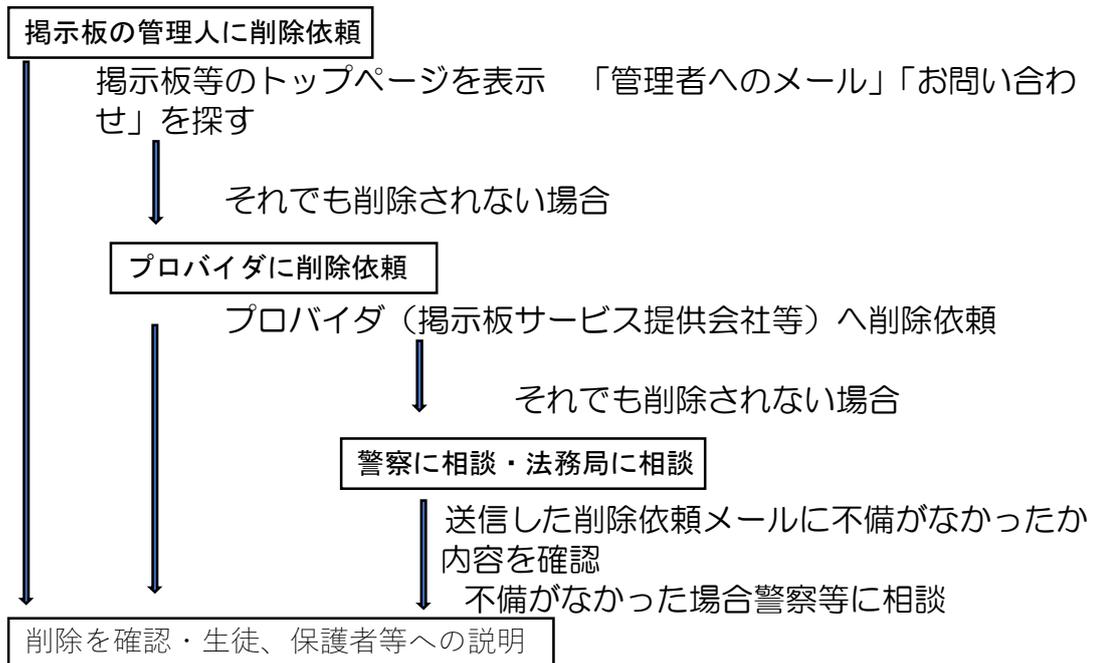
〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

4 発見時の対応

(1) ネット上の書き込みや画像等への対応





(2) 被害生徒への対応

—いじめられた子どもを守り通すという意思一致のもとで。

- きめ細やかな相談。スクールカウンセラーとも連携。
- 被害生徒の立場に寄り添った支援—紋切型でなく。

(3) 被害生徒への対応

V-3-①の注意

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

とともに次の配慮が必要

加害者自身がいじめの仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例もあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要

VII 教職員の研修の充実

教職員に対し、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施し、いじめについて共通理解を図る。

また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

VIII 重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときも含む)、速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。

教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

1 いじめの重大事態と疑う事案

(1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

(2) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※不登校の定義(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)「『不登校』とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)ことをいう。」

(3) その他の場合

- ・生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、直ちに、市長へ発生を報告を行う。

- 3 調査の主体の主体や方法については、教育委員会の指導に従う。
- 4 調査を行う組織

学校が主体となって調査を行う場合は、常設の「校内いじめ対策委員会」を母体とし、教育委員会の助言を受けて、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。
- 5 事実関係を明確にするための調査の実施において
 - (1) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・いつ頃から
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - (2) 被害生徒からの聞き取りが可能な場合
 - ・被害生徒から十分に聞き取る。
 - ・在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害生徒や情報提供者に二次被害が及ばないように留意する。
 - ・加害生徒に対しては、調査による事実関係を確認するとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - (3) 被害生徒からの聞き取りが不可能な場合(被害生徒が入院又は死亡した場合)
 - ・被害生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。
- 6 被害生徒・保護者等に対する調査方針の説明

いじめ重大事態として調査を実施する前に、以下について被害児童生徒と保護者及び加害児童生徒と保護者に説明を行う。

 - ・調査の目的、目標
 - ・調査主体

- 調査時期、期間
- 調査事項
- 調査方法
- 調査結果の提供

7 被害生徒が死亡した時の対応

(1) その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ①遺族の要望や意見を十分に聴取する。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的、調査を行う組織の構成、概ねの調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ④資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ⑤情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、世界保健機関(WHO)が作成した「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識(2017年版)」を参考にする。

8 調査結果の報告及び提供

学校は、教育委員会の指導の下、被害生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、被害生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- 質問紙調査に先立ち、調査結果については、被害生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生や

その保護者に説明する等の措置が必要である。

- 調査が終了次第、速やかに教育委員会に調査結果を報告する。